

令和4年度

自衛隊歯科・薬剤科幹部候補生採用要項



1 受付期間

第1回：令和4年3月1日(火)から4月14日(木)まで(締切日必着)

第2回：令和4年3月1日(火)から6月16日(木)まで(同上)

第1回目と第2回目の同一区分(陸・海・空)での受験はできません。

第2回目は第1回目と別の区分での受験となります(第1回目と第2回目を同時に志願することは可能です。)

2 採用予定数(参考 令和3年度)

区 分	採用予定数	科 目
陸上自衛隊	約7名	歯 科
	約6名	薬 剤 科
海上自衛隊	約3名	歯 科
	約6名	薬 剤 科
航空自衛隊	約3名	歯 科
	約3名	薬 剤 科

第1回と第2回を合わせた採用予定数です。

なお、令和4年度の採用予定数につきましては、決定次第、自衛官募集ホームページ等でお知らせします。

3 応募資格

(1) 次の各号のいずれかに該当する者

ア 歯科幹部候補生

令和5年4月1日現在、20歳以上30歳未満で、次の各号のいずれかに該当する者

- ① 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)において正規の歯学の課程を修めて卒業しており(令和5年3月卒業見込みの者を含む。)、入校日までに歯科医師国家試験に合格している者
- ② 外国の歯科医学校を卒業し、又は外国の歯科医師免許を受けた者で、厚生労働大臣が①に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有し、かつ、適当と認定した者で、入校日までに歯科医師国家試験に合格している者

イ 薬剤科幹部候補生

令和5年4月1日現在、20歳以上28歳未満で、次の各号のいずれかに該当する者

- ① 学校教育法に基づく大学において、正規の薬学の課程(6年制の課程に限る。)を修めて卒業しており(令和5年3月卒業見込みの者を含む。)、入校日までに薬剤師国家試験に合格している者
- ② 外国の薬学校を卒業し、又は外国の薬剤師免許を受けた者で、厚生労働大臣が①に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定した者で、入校日までに薬剤師国家試験に合格している者
- ③ 平成18年度から平成29年度までの間に学校教育法に基づく大学に入学し、4年制薬学課程を修めて卒業し、かつ、学校教育法に基づく大学院において薬学の修士又は博士課程を修了した者であって、厚生労働大臣が、厚生労働省令で定めるところにより、①に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定した者で、入校日までに薬剤師国家試験に合格している者

(2) この試験を受けられない者

ア 日本国籍を有しない者

イ 自衛隊法第38条第1項の規定により自衛隊員となることができない者

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

ウ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とする者以外)

4 試 験

(1) 第1次試験

ア 試験期日

第1回：令和4年4月23日(土) 筆記試験

第2回：令和4年6月25日(土) 筆記試験

イ 試験会場

各都道府県に所在する自衛隊地方協力本部ごとに、1か所以上の試験会場を設置します(受付時又は自衛隊受験票交付時にお知らせします)。

ウ 試験種目

筆記試験

	区 分	形 式	科 目	摘 要
歯科幹部候補生	一般教養	択一式	第I分野(人文科学、社会科学、自然科学及び英語) 第II分野(文章理解、数的推理、判断推理及び資料解釈)	大学教養課程 修了程度
	専 門	択一式 記述式	歯学に関する問題	大学専門課程 修了程度
薬剤科幹部候補生	一般教養	択一式	第I分野(人文科学、社会科学、自然科学及び英語) 第II分野(文章理解、数的推理、判断推理及び資料解釈)	大学教養課程 修了程度
	専 門	択一式 記述式	薬学に関する問題	大学専門課程 修了程度

エ 第1次試験合格者発表

第1回第1次試験合格者は、令和4年5月20日(金)、第2回第1次試験合格者は、令和4年7月22日(金)に自衛隊地方協力本部ホームページに掲載するとともに合格通知及び第2次試験の案内の送付をもって通知します。

なお、不合格者には通知しません。

(2) 第2次試験

第1次試験合格者のみ行います。

ア 試験期日

第1回：令和4年5月27日(金)から6月2日(木)

第2回：令和4年8月1日(月)から8月7日(日)

イ 試験会場

陸上・海上・航空自衛隊別に全国の主要都市で実施(細部は、別途各人へ通知します)。

ウ 試験種目

小論文試験、口述試験及び身体検査

エ 主な身体検査の合格基準(注1)

検 査 項 目	基 準	
	男 子	女 子
身 長	150cm以上のもの	140cm以上のもの
体 重	身長と均衡を保っているもの(注2)	
視 力	両側の裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が0.8以上であるもの	
色 覚	色盲又は強度の色弱でないもの	
聴 力	正常なもの	
歯	多数の歯又は欠損歯(治療を完了したものを除く。)のないもの	
その他 (尿検査) (胸部X線検査等) (注3)	1 身体健全で慢性疾患、感染症に罹患していないもの。また、四肢関節等に異常のないもの 2 慢性疾患には次のものも含まれます。 (1) 気管支喘息(小児期に喘息と診断されたが、最近3年間は無治療で発作のないものは除く。) (2) 常時治療を要する又は感染症を伴う重症なアトピー性皮膚炎 (3) 腰痛(5年以上無症状で再発のおそれのないものを除く。) 脊椎疾患に関わる手術を5年以内に受けたもの (4) てんかん、意識障害の既往歴のあるもの(ただし、乳幼児期に限定した熱性けいれんやローランドてんかんの既往(服薬なしで発作が過去5年間なく、再発のおそれがないもので診断書等が必要)等を除く。) (5) 過度の肥満症 (6) 高血圧症、低血圧症 3 開腹手術の既往歴のないもの(ただし、次のものを除く。) (1) 外そけい・臍ヘルニア根治術 (2) 腸管癒着症状を残さない虫垂切除術 (3) 開腹手術のうち、腹腔鏡下手術の実施後1年以上再発・後遺症がないもの (4) 開腹手術の実施後5年以上再発・後遺症がないもの 4 刺青がないもの(注4)・自殺企図の既往歴のないもの・妊娠中でないもの・躁うつ病等の精神疾患のないもの又は既往歴のないもの	

注1：記載された検査項目以外にも、自衛隊の任務を遂行する上で支障を来す疾患(重篤な症状を来す可能性の高い食物アレルギーなど)について不合格となることがあります。「不合格疾患一覧表」は、自衛官募集ホームページ(重要なお知らせ)に掲載しておりますので、ご確認ください。

注2：「身長と均衡を保っているもの」の基準については合格基準表(5ページ)のとおり

注3：「既往歴」、「手術歴」又は身体上不安等のあるものは、問診表に確実に記載し、身体検査時に必ず申し出てください。事実と異なる申告をした場合は、合格が通知されていてもその事実が判明した時点で不合格となることがあります。

注4：専ら美容を目的として眉又はまぶたにほどこされたものについては、この限りではありません。

※ 身体検査のため、Tシャツ及び短パンを持参してください。

※ 身体検査の合格基準については、変更になる場合があります。変更事項は自衛官募集ホームページ等でお知らせします。

5 受験手続

(1) 受験手続の方法

次のいずれかの方法で受験手続をしてください。

インターネットによる方法	郵送又は持参による方法												
<p>自衛官募集ホームページ (https://www.mod.go.jp/gsd/f/jieikanbosyu/) からインターネット応募サイトへアクセスし、画面の指示に従って必要事項を正しく入力し、応募受付期間中に送信してください。 応募受付期間中に本申込が完了した旨の電子メールが届かない場合は、応募受付期間中に必ず応募した自衛隊地方協力本部まで問い合わせてください。(注)</p> <p>注：インターネット応募に当たっての説明と各応募受付画面の留意事項を必ず確認してください。自衛隊受験票発行通知メールを受領後に、自衛隊受験票をダウンロードして印刷してください。</p>	<p>ア 志願書類の請求 志願書類は、各都道府県に所在する自衛隊地方協力本部において、取り扱っています。 志願書類の送付希望者は、宛先を明記した返信用封筒(A4判)に切手(140円)を貼って同封し、最寄りの自衛隊地方協力本部に請求してください。 その際、「<u>歯科・薬剤科幹部候補生 志願書類</u>」の請求であることを明記してください。 自衛官募集ホームページ(https://www.mod.go.jp/gsd/f/jieikanbosyu/)から志願書類を請求又はダウンロードすることもできます。</p> <p>イ 提出書類及び提出先 志願者は、次の書類を最寄りの自衛隊地方協力本部に持参又は送付してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>必要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>志願票</td> <td>所定欄に6か月以内に撮影した写真を貼ってください(注1)。(脱帽、上半身、正面向、縦4cm、横3cm、裏面に氏名、募集種目を記入)</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>自衛隊受験票</td> <td>志願票と同じ写真を貼ってください。</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>返信用封筒(長形3号)</td> <td>宛先を明記し、返信用切手(84円)を貼ってください(注2)。</td> <td>1部</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：写真は志願票及び自衛隊受験票用で2枚必要となります。本人とわかる鮮明な写真で長期保存のできるものであれば、デジタル写真でも可能です。 注2：後日、返信用封筒をもって試験についてご連絡する予定です。試験日になって自衛隊受験票が届かない場合は、志願書類提出先の自衛隊地方協力本部へお問い合わせください。</p> <p>ウ 志願に関する注意事項 (ア) 志願書類に記入もれ、その他の不備がある場合は、受理しないことがあります。また、受理後は、志願事項の変更は認めません。 (イ) 志願書類受理後は、いかなる理由があっても志願書類は返却しません。</p>	項目	内容	必要数	志願票	所定欄に6か月以内に撮影した写真を貼ってください(注1)。(脱帽、上半身、正面向、縦4cm、横3cm、裏面に氏名、募集種目を記入)	1部	自衛隊受験票	志願票と同じ写真を貼ってください。	1部	返信用封筒(長形3号)	宛先を明記し、返信用切手(84円)を貼ってください(注2)。	1部
項目	内容	必要数											
志願票	所定欄に6か月以内に撮影した写真を貼ってください(注1)。(脱帽、上半身、正面向、縦4cm、横3cm、裏面に氏名、募集種目を記入)	1部											
自衛隊受験票	志願票と同じ写真を貼ってください。	1部											
返信用封筒(長形3号)	宛先を明記し、返信用切手(84円)を貼ってください(注2)。	1部											

(2) 提出書類及び提出先

第1次試験合格者は、大学又は大学院の卒業等(いずれも見込みを含む)証明書及び同成績証明書を下記期日までに提出先へ提出してください。

ア 提出期日

(ア) 第1回：令和4年6月24日(金)

(イ) 第2回：令和4年9月2日(金)

イ 提出先

区分	提出先		
	郵便番号	所在地	部署
陸上自衛隊希望者	162-8802	東京都新宿区市谷本村町5-1 ☎03-3268-3111(代表)	陸上幕僚監部人事教育部募集・援護課募集班
海上自衛隊希望者	162-8803		海上幕僚監部人事教育部人事計画課募集推進室
航空自衛隊希望者	162-8804		航空幕僚監部人事教育部募集・援護課募集班

注：提出していただく修了(見込)証明書は返却いたしません。

6 合格者の発表

(1) 最終合格発表日

第1回：令和4年7月8日(金)(陸上自衛隊)、令和4年7月15日(金)(海上自衛隊及び航空自衛隊)

第2回：令和4年9月22日(木)

(2) 最終合格者は、自衛隊地方協力本部ホームページ及び自衛官募集ホームページに掲載するとともに合格通知書等の送付をもって通知します。

なお、不合格者については通知しません。

合格通知書等は、送付事情などにより、延着、不着となる場合もありますので、できるだけ自衛官募集ホームページ等で確認してください。合格通知書等が発表の日から5日経過しても到着しない場合には、至急志願書類を提出した自衛隊地方協力本部にお問い合わせください。

(3) 合否の理由等に関する照会には原則応じられません。

注：行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)に基づく保有個人情報の開示請求は除く。

(4) 最終合格者には、採用に関する意向調査を行います。意向調査において応諾した者は、採用予定者となります。

7 入 隊

- (1) 採用予定者は、令和5年3月下旬から4月上旬、陸海空いずれかの自衛隊に入隊し、それぞれ次の学校に入校することとなります。細部日時については、採用予定者に対し書類の送付をもってお知らせいたします。

区 分	科 目	入 隊 場 所 及 び 所 在 地	入 校 期 間
陸上自衛隊	歯科幹部候補生	陸上自衛隊幹部候補生学校 福岡県久留米市高良内町2728	約6週間
	薬剤科幹部候補生		約39週間
海上自衛隊	歯科幹部候補生	海上自衛隊幹部候補生学校 広島県江田島市江田島町国有無番地	約6週間
	薬剤科幹部候補生		約1年間
航空自衛隊	歯科幹部候補生	航空自衛隊幹部候補生学校 奈良県奈良市法華寺町1578	約6週間
	薬剤科幹部候補生		約34週間

幹部自衛官への昇任は、各自衛隊とも歯科幹部候補生は約6週間後、薬剤科幹部候補生は約1年後となります。

- (2) 入隊時に再度身体検査を行いますが、この際、異常のある者は不採用となることがありますので、健康管理には十分注意してください。入隊までの間に異常が生じた場合は、担当する自衛隊地方協力本部までご連絡ください。
なお、併せて薬物使用検査を実施します。
- (3) 歯科幹部候補生は、入隊後、自衛隊病院で臨床研修を行います。このため、「歯科医師臨床研修マッチングプログラム」の登録を取り消していただきます。
なお、「歯科医師臨床研修マッチングプログラム」研修途中に入隊した者又は同研修を修了して入隊した者についても、入隊後、改めて自衛隊病院で臨床研修を受けていただきます。
- (4) 薬剤科幹部候補生は、幹部候補生学校修了後、陸海空合同で自衛隊病院で薬剤実務研修(約1年間)を行います。
- (5) 採用予定者であっても入校日までに歯科幹部候補生は歯科医師国家試験、薬剤科幹部候補生は薬剤師国家試験に合格していない場合は、採用されません。
- (6) 採用されるまでの間に隊員となるにふさわしくない行為があった場合は、採用予定を取り消されることがあります。

8 採用後の処遇

- (1) 任官後の階級
2等陸・海・空尉
- (2) 初任給の月給(令和4年1月1日現在)(注)
247,500円
- 注：初任給は、採用予定者の学歴・職歴等により異なります。また、法律の改正により改定される場合があります。

9 そ の 他

- (1) 住所等を変更した場合
志願書類の提出後、住所等を変更したときには、速やかに次のところへ書面で連絡してください。
- ・第2次試験終了前に変更した場合 …………… 志願書類を提出した自衛隊地方協力本部
 - ・第2次試験終了後に変更した場合 …………… 3ページ5受験手続(2)の提出先
- (2) 受験のための交通費及び宿泊費は、各自の負担になります。
- (3) その他、不明な点については、志願書類提出先の自衛隊地方協力本部にお問い合わせください。

■ 合格基準表

男子

身長	体重	体重超過の判定基準
cm	kg以上	kg以上
150.0～	44	65
152.0～	45	67
155.0～	47	69
158.0～	47.5	71.5
161.0～	48	74
164.0～	49	76.5
167.0～	50	79
170.0～	52	81.5
173.0～	54	84
176.0～	56	86.5
179.0～	58	89
182.0～	60	91.5
185.0～	62	94
188.0～	64	96.5
191.0～	66	99

女子

身長	体重	体重超過の判定基準
cm	kg以上	kg以上
140.0～	38	52
142.0～	39	53
145.0～	40	55
148.0～	42	57
150.0～	43	58
152.0～	43.5	59.5
155.0～	44	62
158.0～	44.5	64.5
161.0～	45	67
164.0～	46	69.5
167.0～	47.5	72
170.0～	49	74.5
173.0～	51	77
176.0～	53	79.5
179.0～	55	82
182.0～	57	85
185.0～	59	88
188.0～	61	91
191.0～	63	94

■ 志願票・自衛隊受験票記入例

医科・歯科幹部自衛官 技術海上幹部・技術海曹
 医科・歯科・薬剤科幹部候補生 技術航空幹部・技術空曹

志願票

陸上自衛官(看護) (※募集科目で囲む)

① 氏名 ぼうえい いらろう 防衛 一郎 女

② 生年月日 昭和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

③ 職業 〇 〇 〇

④ 志願区分 陸・海・空 医科・歯科・(薬剤科) ⑤ (1次) 〇〇〇 (2次) 〇〇〇

⑥ 希望試験場

⑦ 現住所 東京都〇〇区〇〇町〇〇番地 〇〇〇マンション〇〇〇号室

⑧ 家族等連絡先 防衛 太郎 宮城県仙台市〇〇区〇〇

⑨ 学歴 〇〇〇〇高等学校 〇〇科 宮城県仙台市 〇年〇月～〇年〇月 卒業(見込・中退)

⑩ 職歴

⑪ 過去の自衛官等の受験

私は、薬剤科幹部候補生 採用試験を受験したいので、申し込みます。
私は、日本国籍を有しており、自衛隊法第38条第1項各号のいずれにも該当していません。
また、この志願票の記載事項は事実と相違ありません。

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 氏名(自筆) 防衛 一郎

☆志願票の「記入上の注意」をよく読んで下記の要領で記入してください。

- 「氏名」：戸籍に記載されているとおり正確に記入
- 「生年月日」：年齢は令和5年4月1日現在の年齢を記入
- 「職業」：「学生」、「大学院生」、「専門学校生」、「会社員」、「無職」等と記入
- 「志願区分」：陸・海・空及び受験職域をそれぞれ一つ選択し、○で囲む。
- 「希望試験場」：担当地方協力本部に確認のうえ記入
- 「特技・資格免許」：国家資格免許等を記入
- 「現住所」：志願者本人の現住所を都道府県から番地、マンション名・室番号まで詳細に記入。また、電話番号(携帯可)も志願者本人と直接連絡が取れるものを記入
なお、「メールアドレス(連絡希望者)」は合格を通知するためのものではありません。
- 「家族等連絡先」：志願者本人と連絡が取れない場合に代理となる方の氏名、続柄、住所(都道府県から番地、マンション名・室番号)及び電話番号を記入。ただし、住所が現住所と同じであれば住所欄に「同上」と記入。また、代理となる方がいない場合は空欄可
- 「学歴」：学歴を記入し、「卒業・卒業見込・中退」のいずれかを○で囲む。
- 「職歴」：今までの就職先(在学中以外のアルバイトも含む。)を記入し、無職の場合も、勤務先欄に「無職」と記入し、在職期間の欄にその期間を記入
- 「過去の自衛官等の受験」：受験経験者は「有」を○で囲み、最新の受験種目、年月を記入し、未経験者は「無」を○で囲む(自衛官等とは、自衛官、自衛官候補生、予備自衛官補、自衛隊貸費学生、防衛医科大学校学生、防衛医科大学校学生及び高等工科大学校生徒をいう。)
- 「自衛隊員記入欄」：該当者は記入。予備自衛官補は現職欄のみ記入(階級は予備自衛官補と記入)し、予備自衛官は現職欄及び退職欄(予備自衛官補からの任用者は除く。)ともに記入(階級は予備〇士(例)と記入)

- 注：記入上の注意
- 青又は黒インク(ボールペン)で本人が楷書ではっきりと記入してください。
 - 右上の二重線内の「受付・指定試験場」欄には記入しないでください。
 - 記入欄が足りなくなるときは、適宜の用紙をつけて記入してください。
 - 記入事項に不正があると採用を取り消されることがあります。
 - 志願票に記載した内容は、自衛官等の募集以外の目的で使用することはありません。

注欄は記入しないでください。

自衛隊受験票

一般幹部候補生(大卒程度・院卒者)、航空学生、一般曹候補生、医科・歯科幹部自衛官、技術海上幹部、技術航空幹部、技術海曹、技術空曹、防衛医科大学校学生「推薦・総合選択・一般」、防衛医科大学校学生「医学科・看護学科(自衛官候補看護学生)」、陸上自衛隊高等工科大学校生徒「推薦・一般」、自衛官候補生、予備自衛官補「一般・技能(陸上)・技能(海上)」(その他) (薬剤科幹部候補生)

⑫ 自衛隊員(予備自衛官、部員予備自衛官、予備自衛官補及び退職者を指す)記入欄

有 無 階級(例) 年月 有 無 階級(例) 年月 有 無 階級(例) 年月

私は、薬剤科幹部候補生 採用試験を受験したいので、申し込みます。
私は、日本国籍を有しており、自衛隊法第38条第1項各号のいずれにも該当していません。
また、この志願票の記載事項は事実と相違ありません。

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 氏名(自筆) 防衛 一郎

出頭所等

広報官等氏階級

自衛隊受験票

応募種別

受験番号

氏名 ぼうえい いらろう 防衛 一郎

試験場

試験日時

写真 (志願票と同じものを貼り付ける。縦4×横3cm)

注：1 応募種別、氏名欄のみ記入。応募種別は該当を○で囲むこと。
2 一般幹部候補生志願者は、大卒程度・院卒者の区分を○で囲むこと。
3 防衛医科大学校学生志願者は、推薦・総合選択・一般の区分を○で囲むこと。
4 防衛医科大学校学生志願者は、医学科・看護学科(自衛官候補看護学生)の区分を○で囲むこと。
5 陸上自衛隊高等工科大学校生徒志願者は、推薦・一般の区分を○で囲むこと。
6 予備自衛官補志願者は、一般・技能(陸上)・技能(海上)の区分を○で囲むこと。

注：記入欄が足りないときは、適宜の用紙をつけて記入してください。

注：志願票については変更になる可能性があります。詳細については最寄りの自衛隊地方協力本部で確認してください。

注：年月日は和暦で記入してください。

注：写真(志願票及び自衛隊受験票用)：本人とわかる鮮明な写真で長期保存のできるものであれば、デジタル写真でも可

<自衛隊法第38条第1項>

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

●志願書類の請求・提出先(受付機関)

地方協力本部	郵便番号	所在地	電話番号	URL
札幌 函館 旭川 帯広	060-8542 042-0934 070-0902 080-0024	札幌市中央区北4条西15丁目1 函館市広野町6-25 旭川市春光町国有無番地 帯広市西14条南14丁目4	011(631)5472 0138(53)6241 0166(51)6055 0155(23)5882	https://www.mod.go.jp/pco/sapporo/ https://www.mod.go.jp/pco/hakodate/ https://www.mod.go.jp/pco/asahikawa/ https://www.mod.go.jp/pco/obihiro/
青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島	030-0861 020-0023 983-0842 010-0951 990-0041 960-8162	青森市長島1丁目3-5 青森第2合同庁舎2F 盛岡市内丸7番25号 盛岡合同庁舎2F 仙台市宮城野区五輪1丁目3-15 仙台第3合同庁舎1F 秋田市山王4丁目3-34 山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎1・2F 福島市南町86	017(776)1594 019(623)3236 022(295)2612 018(823)5404 023(622)0712 024(546)1920	https://www.mod.go.jp/pco/aomori/ https://www.mod.go.jp/pco/iwate/ https://www.mod.go.jp/pco/miyagi/ https://www.mod.go.jp/pco/akita/ https://www.mod.go.jp/pco/yamagata/ https://www.mod.go.jp/pco/fukushima/
茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 新潟 山梨 長野 静岡	310-0011 320-0043 371-0805 330-0061 263-0021 162-8850 231-0023 950-8627 400-0031 380-0846 420-0821	水戸市三の丸3丁目11-9 宇都宮市桜5丁目1-13 宇都宮地方合同庁舎2F 前橋市南町3丁目64-12 さいたま市浦和区常盤4丁目11-15 浦和地方合同庁舎3F 千葉市稲毛区轟町1丁目1-17 新宿区市谷本村町10番1号 横浜市中区山下町253-2 新潟市中央区美咲町1丁目1-1 新潟美咲合同庁舎1号館7F 甲府市丸の内1丁目1番18号 甲府合同庁舎2F 長野市旭町1108 長野第2合同庁舎1F 静岡市葵区柚木366	029(231)3315 028(634)3385 027(221)4471 048(831)6043 043(251)7151 03(3260)0543 045(662)9429 025(285)0515 055(253)1591 026(233)2108 054(261)3151	https://www.mod.go.jp/pco/ibaraki/ https://www.mod.go.jp/pco/tochigi/ https://www.mod.go.jp/pco/gunma/ https://www.mod.go.jp/pco/saitama/ https://www.mod.go.jp/pco/chiba/ https://www.mod.go.jp/pco/tokyo/ https://www.mod.go.jp/pco/kanagawa/ https://www.mod.go.jp/pco/niiyata/ https://www.mod.go.jp/pco/yamanashi/ https://www.mod.go.jp/pco/nagano/ https://www.mod.go.jp/pco/sizuoka/
富山 石川 福井 岐阜 愛知 三重 滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山 鳥取 島根 岡山 広島 山口 徳島 香川 愛媛 高知	930-0856 921-8506 910-0019 502-0817 454-0003 514-0003 520-0044 604-8482 540-0008 651-0073 630-8301 640-8287 680-0845 690-0841 700-8517 730-0012 753-0092 770-0941 760-0019 790-0003 780-0061	富山市牛島新町6-24 金沢市新神田4丁目3-10 金沢新神田合同庁舎3F 福井市春山1丁目1-54 福井春山合同庁舎10F 岐阜市長良福光2675-3 名古屋市中川区松重町3-41 津市桜橋1丁目91 大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎5F 京都市中京区西ノ京笠殿町38 京都地方合同庁舎3F 大阪府中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館3F 神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 神戸防災合同庁舎4F 奈良市高畑町552 奈良第2地方合同庁舎1F 和歌山市築港1丁目14-6 鳥取市富安2-89-4 鳥取第1地方合同庁舎6F 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎4F 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎2F 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館6F 山口市八幡馬場814 徳島市万代町3-5 徳島第2地方合同庁舎5F 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館2F 松山市三番町8丁目352-1 高知市栄田町2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎8F	076(441)3271 076(291)6250 0776(23)1910 058(232)3127 052(331)6266 059(225)0531 077(524)6446 075(803)0820 06(6942)0715 078(261)8600 0742(23)7001 073(422)5116 0857(23)2251 0852(21)0015 086(226)0361 082(221)2957 083(922)2325 088(623)2220 087(823)9206 089(941)8381 088(822)6128	https://www.mod.go.jp/pco/toyama/ https://www.mod.go.jp/pco/ishikawa/ https://www.mod.go.jp/pco/fukui/ https://www.mod.go.jp/pco/gifu/ https://www.mod.go.jp/pco/aichi/ https://www.mod.go.jp/pco/mie/ https://www.mod.go.jp/pco/shiga/ https://www.mod.go.jp/pco/kyoto/ https://www.mod.go.jp/pco/osaka/ https://www.mod.go.jp/pco/hyogo/ https://www.mod.go.jp/pco/nara/ https://www.mod.go.jp/pco/wakayama/ https://www.mod.go.jp/pco/tottori/ https://www.mod.go.jp/pco/shimane/ https://www.mod.go.jp/pco/okayama/ https://www.mod.go.jp/pco/hiroshima/ https://www.mod.go.jp/pco/yamaguchi/ https://www.mod.go.jp/pco/tokushima/ https://www.mod.go.jp/pco/kagawa/ https://www.mod.go.jp/pco/ehime/ https://www.mod.go.jp/pco/kochi/
福岡 佐賀 長崎 大分 熊本 宮崎 鹿児島 沖縄	812-0878 840-0047 850-0862 870-0016 860-0047 880-0901 890-8541 900-0016	福岡市博多区竹丘町1丁目12番 佐賀市与賀町2-18 長崎市出島町2-25 防衛省長崎合同庁舎 大分市新川町2丁目1番36号 大分合同庁舎5F 熊本市西区春日2丁目10-1 熊本地方合同庁舎B棟3F 宮崎市東大湊2丁目1-39 鹿児島市東郡元町4番1号 鹿児島第2地方合同庁舎1F 那覇市前島3丁目24-3-1	092(584)1881 0952(24)2291 095(826)8844 097(536)6271 096(297)2051 0985(53)2643 099(253)8920 098(866)5457	https://www.mod.go.jp/pco/fukuoka/ https://www.mod.go.jp/pco/saga/ https://www.mod.go.jp/pco/nagasaki/ https://www.mod.go.jp/pco/oita/ https://www.mod.go.jp/pco/kumamoto/ https://www.mod.go.jp/pco/miyazaki/ https://www.mod.go.jp/pco/kagoshima/ https://www.mod.go.jp/pco/okinawa/

< 自衛官募集ホームページ >

< 自衛官募集ツイッター >



● お問合せは、下記自衛隊地方協力本部へ。